

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和6年6月7日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員 綿引委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和6年6月7日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認

- 2 一般報告・その他報告事項
図書館ビジョンの具体化に向けた検討状況について
中学校給食の取組状況について
いじめ問題等への対応状況について

- 3 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。5月9日の会議録の署名者は中上委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月24日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 5/28 本会議（第3日）一般質問
- 5/31 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 6/5 本会議（第4日）議案議決

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月28日に本会議3日目が開催され、一般質問が行われました。

5月31日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

6月5日に本会議4日目が開催され、議案議決が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 6/3、6/4 令和6年度第1回指定都市教育委員会協議会

(2) 報告事項

- 図書館ビジョンの具体化に向けた検討状況について
- 中学校給食の取組状況について
- いじめ問題等への対応状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、6月3日から6月4日の2日間にわたって、令和6年度第1回指定都市教育委員会協議会が宮城県仙台市で開催され、中上委員が出席されました。

なお、前回の教育委員会臨時会で御報告し、委員の皆様方からも様々な御指摘を頂きました「公判への職員の傍聴の呼びかけ」についてですが、皆様にも御連絡いたしました。記者発表及び市会常任委員会報告のとおり、複数の弁護士を入れた検証チームにより検証を進めることになりました。検証の結果等は、教育委員会会議で報告を行います。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告いたします。まず、1点目ですが、「図書館ビジョンの具体化に向けた検討状況について」、2点目は、「中学校給食の取組状況について」、3点目は、「いじめ問題等への対応状況について」、御報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、次に「図書館ビジョンの具体化に向けた検討状況について」、所管課から御報告いたします。

飯島図書館ビジョン等担当部長

図書館ビジョン等担当部長の飯島です。よろしくお願ひいたします。それでは、「図書館ビジョンの具体化に向けた検討状況について」、教育政策推進課担当課長の高柳から説明させていただきます。

高柳教育政策推進課担当課長

それでは、御説明させていただきます。資料を御覧ください。「図書館ビジョンの具体化に向けた検討状況について」でございます。令和6年3月に策定した「横浜市図書館ビジョン」の検討状況の御報告でございます。

まず、「1 市立図書館の調査」を御覧ください。令和6年度予算額は3,600万円です。全館の概要調査及び築年数の古い館等について現況調査を行い、今後の市立図書館の再整備の方向性を検討します。「(1) 概要調査」ですが、「対象」は市立図書館全館、「内容」は既存資料を用いた敷地条件、狭隘化の状況等の調査でございます。「(2) 現況調査」ですが、「対象」は築年数の古い5つの図書館及び中央図書館、「内容」はフロア構成、既存敷地の立地条件等や周辺の動向調査等、対象館の現在状況の調査・研究でございます。「(3) スケジュール」ですが、4月から概要調査、5月から現況調査、8月から市立図書館全館の再整備の方向性を検討する予定でございます。

次に「2 中央図書館内に『のげやま子ども図書館』を整備」を御覧ください。令和6年度の予算額は1億5,034万2,000円でございます。中央図書館1階を、親子連れや子どもたちが楽しく学べる、居心地の良い「のげやま子ども図書館」としてリニューアルいたします。令和6年度は「親子フロア」を先行整備し、令和7年度は「子どもフロア」を整備します。「(1) 親子フロア」についてですが、敷地内に併設されている「喫茶のげやま」を、乳幼児とその保護者が安心して遊び、絵本を読んで過ごすことができる「親子フロア」にリニューアルいたします。イメージパースを裏面にお付けしてございますので、後ほど御覧ください。お戻りいただきまして、スケジュールは、令和6年4月から7月に設計、令和6年10月から令和7年3月にかけて工事等を予定しております。

「(2) 子どもフロア」についてですが、子どもの本や、小説や暮らしの本、障害者サービスコーナーがある中央図書館の1階部分を、親子連れや子どもたちが楽しく学べる「子どもフロア」としてリニューアルいたします。スケジュールは、令和6年度に基本設計、令和7年度以降に改修を予定しております。

次に、「3 図書取次所の新規開設について」を御覧ください。令和6年度予算額は2,000万円です。新たな図書取次所の年度内の設置に向けて、準備を進めてまいります。「(1) 候補地」ですが、都筑区のららぽーと横浜を予定しています。「(2) 選定理由」ですが、都筑図書館は18館の中で最も貸出利用者・冊数、また、自家用車での来館も多いこと、都筑区南部から近隣の図書館へのアクセス性が低いこと、大規模駐車場を備えており、利用者が自家用車で来館しやすいこととございます。「(3) 整備の方向性」ですが、本市北部は子どもの人口

も多いため、従来の図書取次機能に加え、その場で閲覧・貸出ができる児童書を充実することや、子ども向けを含む多様なイベント等を開催することとしております。

次のページは資料でございます。先ほど触れました、「のげやま子ども図書館」の親子フロアのイメージパースを掲載してございますので、後ほど御覧ください。御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等あればお願ひいたします。

森委員

御報告ありがとうございます。図書館ビジョンを実際にどのように具体化していくか、すごく大事なポイントだと思うので、理解するためにいくつか質問させていただきます。まず一つ目ですが、「(1) 概要調査」は市立図書館全館、「(2) 現況調査」が5つの図書館とあるのですが、この二つを合わせて全館の再整備の方向性を検討するという理解でまずは合っていますでしょうか。

飯島図書館ビジョン等担当部長

質問ありがとうございます。今回の調査の方向は、個々のA館、B館、C館というよりも、概要調査、現況調査を行いまして、今後の市立図書館全体の再整備の方向性を検討していくというものでございます。繰り返しになりますが、個別の例えばA館、B館をどうするかというものではございません。

森委員

では、ここに具体的に5つの図書館がありますが、港北、山内、戸塚、鶴見、金沢をどうするかという話ではないということですね。分かりました。そして、フロア構成や立地条件、動向調査、言葉としてはそのとおりだと思うのですが、何を調査しようと思っているかということをもう少し説明いただけるとありがたいです。

飯島図書館ビジョン等担当部長

例えば「周辺の動向調査」とありますが、このような市立図書館の再整備は、その地域のまちづくりの方向性のようなものについても、軌を一にして行っていく必要がございます。ですので、例えば周辺の動向調査ということであれば、まち作りといったような観点が今後どのような方向で行われていくかということについても、同時に調査の方向になっています。既存敷地の立地条件やフロア構成は御覧のとおりでございますが、そのほかに例えば港北、山内、戸塚といったもの、これは現況調査でございますが、実際に利用者の方々からのアンケート、要は出口調査みたいなものも行って、実際に利用者の方々は今どのように感じているかということも聞き取りたいと思っております。そういうようなものも組み合わせていって、先ほどの市立図書館全体の再整備の方向性について考えていく、そのための材料としたいと思っております。

森委員

そのアンケートが対象館の現在状況の調査、そこにあたるということですね。分かりました。この4月、5月、8月とスケジュールがあるのですが、結果はいつ公表されていくのですか。

飯島図書館ビジョン等担当部長

調査結果そのものの御報告時期というものはまたこれからになりますが、8月以降の市立図書館再整備全体の方向性をこのようにしていきますということを、例えば中間報告という形かどうかは分かりませんが、どこかの段階で御説明していきたいと思っておりますので、少なくともその際には調査報告の内容についても同時にお示ししていきたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。最後の質問です。二つ目の「のげやま子ども図書館」ですが、裏のイメージパースを見るとすごくすてきな、わくわくする絵だなと思っております。親子フロア、子どもフロアともに乳幼児、その保護者、あとは子どもたち、障害のある方、いろいろな方々が利用することを想定して、これから更にデザインをしていくということだと思います。使っていく子どもたちがどのようにそこに、例えば意見表明したり参加していくかということ、特にただ意見を言うというボイスだけではなくて、そこに参加したり実際に共に考えていくみたいなことがどのように考えられているかということがもしあれば教えてください。

飯島図書館ビジョン等担当部長

ありがとうございます。特に「(2) 子どもフロア」につきましては、今年度1年間かけて基本設計を行っていくということで時間的ゆとりもありますので、方法はまだ決まっていますが、例えばワークショップ的なものを行ったり、要は子どもたちの言い放しにならないようにしたいと思います。そのような形で可能な範囲で設計に反映させていきたいと思っておりますし、親子フロアにつきましても、昨年度の段階からアンケート的なものを取ったりしておりますので、いずれにしても可能な範囲で生の声を具体的な設計内に反映させていきたいと思っております。

森委員

ありがとうございます。ワークショップという話もありましたが、ただ意見を聞きましたではなくて、教育委員会事務局としても子どもたちの主体的な学びというところをずっと話してきていると思うのですが、子どもたちがそこに関わり続ける。作って終わりではなくて、その先も含めて子どもたちが、そこがどういう場だと良いかということに関わったり、考えたり一緒にし続けられるようにぜひお願いしたいと思います。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

今の森委員のお話と少し重なる部分もあるかと思いますが、今の御説明の中で、確認ですが、これはあくまでも8月以降の再整備の方向性を検討するものですから、A館、B館の順番というよりも、その方向性ですよね。現況調査で港北から金沢までを調査されるということですよ。ですから、おっしゃっているように、確かに図書館も非常に築年数が経ってきていますので私も更新すべきだと思うのですが、ただ、全市的な財政ビジョンの問題もございますし、ある程度効率的に作らなければいけないと思います。ただ、先ほどの説明にもありましたが、横浜市の中での都心部と言いますか、それぞれの再開発の計画が、はっきり出ていませんので、そちらとの整合性が大事だと思います。区民にとって、その周辺区がそこを利用するという視点で、特に交通のアクセスと言いますかターミナルの結節点や、学校教育事務所も4方面でバランスを見ているわけですよ。ある特定の、北部が云々ということも書いてありますが、そのバランスもありますし、その区だけの耐用年数の古い新しいではなくて、そういう都市整備、再開発との絡みや交通アクセスとの絡みなど、その辺りも頭に置いて行っていただけるということなので、ぜひその辺りをお願いします。

とはいえ、前にも言いましたが、ここにある現況調査の港北区の人口は36万人。戸塚の人口は28万人ですよ。ほかの都市だったら立派な図書館があるようなところですし、特に港北区を視察させてもらおうと、区役所も近いですし地区セ

ンターとも合築であり、機能的にも非常に優先度が高いと思います。あの辺りだと周辺の区民も利用しやすいでしょうし、その辺りも現実的に優先度やいろいろな人口バランスも考えながら、いろいろなバランスで方向性を出すのですが、非常にここは注目していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

飯島図書館ビジョン等担当部長

ありがとうございます。今まさに中上委員にお話しいただきましたとおり、この括弧の中にありますのはあくまでも現況調査というものでございまして、ここに書いていないものについては再整備を行わないというものではございません。あくまでもこの5つの図書館の状況調査を基にして、繰り返しになりますが、市立図書館全体の再整備の方向性を考えていきたいと思っております。その上で、今、委員から御指摘の、例えば個別の館をどうするかということにつきましては、まちづくりの状況でございましたり、当該施設の老朽化の状況であったり、様々な要因がございます。そういったものを考えながら、具体的なA館、B館、C館というものは、今回の方向性を踏まえまして、更にもう一段整理していきたいと思っております。

下田教育長

ほかにございますか。

大塚委員

私からは一つ目の現況調査の結果、今後の市立図書館の再整備の方向性を検討しますとあるのですが、この検討する母体というのでしょうか、どなたがどのようにというところで要望があります。実施されると思いますが、この調査結果は18館全ての図書館の全職員に共有していただくこと。そして、それぞれの図書館の中に様々なお考えを持った方がいらっしゃると思います。そういった意見がボトムアップされていくことが非常に重要ですし、それを取りまとめていかれることもぜひ大事にさせていただきたいと思っております。今年度ですが、文部科学省の子供の読書活動の優秀実践図書館表彰で港南区の図書館が表彰されましたが、そこで活躍されたのが司書の方々であったということ。そして、その司書の方々が遠慮なく自分たちのアイデアを出したり意見を出したり問題点を話し合ったりできる、そういう組織の温かい風土というものがあるということをすごく痛感いたしました。そういった意味で、この方向性の検討の中で司書の方々が果たされる役割は大きいのではないかと思います。それについて何かあれば教えていただきたいと思います。

飯島図書館ビジョン等担当部長

ありがとうございます。今まさに御指摘ありましたとおり、これから再整備をしていくにあたっては、今、当該館で実際に運営に携わっている司書たちがどのような意見を持っているのかということも大変重要でございますし、再整備はしたほうが良いけれども、実際に例えば使い勝手が悪いみたいなことはあってはならないと思っております。したがって、今、大塚委員から御指摘ございましたとおり、再整備の方向性を検討するにあたりましては、現在の地域館を運営している方々とも一緒に議論や検討をしていきたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。もう1点、司書の方々の御意見というものを尊重していただくのですが、これは耳に入ってきたお話なのでそこをお伝えしたいと思っておりますが、図書館蔵書の貸出しが1人10冊になり、その貸出しの本の移動が業務量としてもものすごく増加したことで、司書の本来業務が厳しい状況になっているということが聞こえてまいりました。そういった意味でも、司書の数の見直しというところも、ぜひ再整備の部分で検討いただけないか。司書が本来業務に従事で

きる環境作りというものも、ぜひ再整備の中で検討していただきたいと思いきる環境作りというものも、ぜひ再整備の中で検討していただきたいと思います。最後は要望です。

下田教育長

ほかにございますか。

綿引委員

ありがとうございます。この図書館ビジョンの今御説明いただいた「1 市立図書館の調査」と「2 中央図書館内に『のげやま子ども図書館』を整備」につきましては、スピード感を持ってしっかりと見ていただきたいということを希望するとともに、「3 図書取次所の新規開設について」のところで子どもたち向けに見直しをしていくという、「閲覧・貸出ができる児童書を充実」と書いてあります。既にお取り組みだと思いますが、地域の生涯学習の拠点としての図書館の役割として、年代別のニーズ、蔵書の見直しということも、ぜひ図書取次所だけではなくて取り組んでいただきたいという観点と、図書館としての学びの仕方の発信、探究型読書の勧めなど、そういったこの時代に合った図書館の新しい機能の発信ということも、この図書館ビジョン実現のために積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。以上でございます。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

私からは、図書館のソフト・ハード面におけるバリアフリーについて、少しお願いしたいことがございます。市内のどこの図書館であっても基本的なアクセシビリティが担保されているように御検討いただければと思います。また、2番の「のげやま子ども図書館」の整備、これはとても楽しみなのですが、その中で障害者サービスコーナーがある中央図書館の1階部分を、親子連れの広いスペースにされるということで、もちろんこれに伴って障害者サービスコーナーが縮小してしまうということもありませんが、ぜひ工夫されて、子どもたちが来たときにこのように様々な形で図書を楽しむことができるなど、多様な楽しみの在り方を目にする機会となるような作りをしていただけるとありがたいと思いました。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかには御質問等がなければ、次に「中学校給食の取組状況について」、所管課から御報告をお願いいたします。

田中中学校給食推進担当部長

それでは、御説明させていただきます。私は中学校給食推進担当部長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料につきましては、中学校給食推進担当課長の三石から御説明させていただきます。

三石中学校給食推進担当課長

中学校給食推進担当課長の三石です。それでは、説明させていただきます。お手元の「中学校給食の取組状況について」と記載された資料を御覧ください。「1 令和8年度に向けた契約等の締結について」でございます。令和6年第1回市会定例会にて可決いただきました債務負担行為の設定額の範囲内で優先交渉権者との協議を行いまして、A区分では委託契約を、B区分では基本協定を締結いたしました。今後、令和8年度に向けて、新たな取組も含めて着実に準備を進めてまいります。

まず、「(1) A区分：市有地を活用した調理・配送等業務委託」を御覧くだ

さい。契約の「相手方」ですが、ハーベストネクスト株式会社と調理・配送等業務委託契約を、ハーベストネクスト株式会社の100%子会社である横浜スクールランチ株式会社と事業用定期借地権設定契約を、それぞれ締結いたしました。「契約スキーム」ですが、ハーベストネクスト株式会社からの申出を受け、15年間にわたるより安定した事業運営を行うため、下記イメージ図のとおり、当該事業者を代表企業とし、横浜スクールランチ株式会社を構成員とする共同企業体を結成し、一体となって本委託業務を実施してまいります。契約スキームのイメージ図を御覧ください。右側、点線囲みの部分ですが、横浜スクールランチ株式会社は工場の所有に特化した企業でありまして、給食の調理・配送等業務についてはこれまでの御提案どおりハーベストネクスト株式会社が行ってまいります。「主な内容」ですが、「衛生管理」として、HACCPに基づく衛生管理、関連書類の提出義務について。「地域貢献」として、地域交通への配慮、周辺企業との連携、附帯事業の実施などについて。「災害対策」として、備蓄倉庫、炊き出し用調理器具の配備について。「危機管理」として、BCP策定の義務化について。「環境負荷軽減」として、省エネ設備の導入や太陽光発電設備の設置など、脱炭素社会への貢献などについても契約内容に記載しております。「契約期間」は、令和6年4月30日から令和23年3月31日まででございます。なお、事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和23年3月31日までの15年間で、契約期間経過後は、建物の所有権を本市へ移転させる予定となっております。「契約金額」ですが、契約期間総額で約490億円、令和8年度から15年間に分けて支払いを行ってまいります。年間では約33億円となります。「市有地貸付料」ですが、月額661万1,701円で、15年間の総額では約11.9億円となります。令和6年4月30日からの貸付料を令和8年4月1日から徴収いたします。

次に、資料右側、「(2) B区分：民間工場を活用した調理・配送等業務委託に向けた基本協定」を御覧ください。株式会社美幸軒、東華軒グループ、株式会社安田物産、株式会社山路フードシステムとそれぞれ基本協定を締結いたしました。「主な内容」ですが、委託契約の締結に向けて、相互の義務の遂行に最大限の努力を払い、それぞれ誠実に対応することや、募集要項等を踏まえ、令和8年度からの本委託業務の実施に向け、準備を進めることなどについて規定しております。「事業期間」は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であり、今後、契約締結に向けた準備を進めてまいります。

次に、「2 B区分の一部エリアの再公募について」でございます。B区分のうち事業予定者が決まっていない市内の一部エリアにおいて、プロポーザル方式による事業者公募を開始いたしました。「事業期間」は、令和8年度から令和12年度までの5年間。「想定募集食数」は、4区5エリアで1日当たり1万4,000食程度。市内に工場を新設し給食を提供、又は民間事業者の既存工場を活用して給食を提供するものとなっております。「スケジュール」ですが、令和6年5月10日に募集要項等の公表を行い、令和6年5月24日に第一次審査として応募者の参加資格審査を行い、実施結果を事業者へ通知いたしました。今後、令和6年6月28日まで応募者からの提案を受け付けた後、7月下旬に第二次審査としてヒアリングを行いまして、8月上旬には優先交渉権者を決定してまいりたいと思っております。

資料裏面を御覧ください。「3 令和6年度の利用状況について」でございます。令和8年度からの全員給食を全校でスムーズにスタートできるよう、中学校給食推進校を令和6年度は18区34校に拡大いたしました。また、さくらプログラムの全校実施や中学校給食プロモーション等の利用促進に努めた結果、令和6年4月の喫食率は44.8%となり、特に1年生は51.9%と半数を超え、中学校給食推

進校の1年生においては82.6%となっております。令和7年度は、更に利用者が増えることが見込まれますので、現行事業者の設備増強など更なる供給体制の強化を行うよう事業者と調整してまいります。

次に、「4 令和8年度の全員給食の実現に向けたロードマップ」でございます。令和8年度からの全員給食の開始に向けて、供給体制の確保のほか、配膳環境の整備や新しい取組の検討を進めてまいります。

資料の右側には「コラム」として、「中学校給食推進校における汁物食缶試行実施の様子」や「栄養士による献立改善の取組」を掲載しております。令和8年度からは、汁物を食缶方式へと変更した上で、生徒が一層食べやすい献立づくりを目指すほか、カレーやシチューなどの献立を食缶で温かく提供できるようになりますので、今まで以上にバラエティに富んだ献立づくりを進めます。令和8年度に向けて、生徒の意見を聞きながら検討を行ってまいります。詳しくは後ほど御覧ください。御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等があればよろしくお願いいたします。

大塚委員

今回の取組状況について、私としてはおおむね理解しておりますが、実際に異物混入や、アレルギー代替食など、そういったものに対してどのような工夫というのを考えていらっしゃいますか。そこを確認させていただきたいと思います。

三石中学校給食推進担当課長

三石でございます。ありがとうございます。まず、異物混入につきましては、この契約の中でHACCPに基づく衛生管理、HACCP関連書類の提出義務というのを求めていきたいと考えております。これは中学校給食を作る工程で危険となるようなところを抽出しまして、それを特に重点的に管理していくというものでございます。そういったものの管理計画などを提出いただきながら、しっかり異物混入の対策が取れているかなど、そういったことの確認を行っていききたいと思っております。

アレルギー代替食につきましては、今まさに取組を進めているところでございまして、事業者につきましては2社で実施するという形で、両方とも新設の工場を作るような形の工場アレルギー対応を行っております。搬入から調理を行うところについてはゾーニングして、通常食とアレルギー代替食というのが交わらないような動線をしっかり作って行っていくということ。また、今度は学校現場の取組になりますが、令和8年度に向けて今まさしく学校の校長や副校長、養護教諭など、いろいろな教職員に関わっていただきながら、アレルギーの対応というところのプロジェクトを作って検討しております。その2点をしっかり進めながら、アレルギー代替食というところの対応を進めていきたいと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。小学校は給食文化が長いのですが、中学校は全校で取組を行うというときに、これから初めての経験が展開されていくわけですから、事前に想定できる対応というものを丁寧に、漏れのないように行っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

下田教育長

ほかにごございますか。

森委員

理解のためにお聞きしたいのですが、今回、一つ目のところ、「1 令和8年度に向けた契約等の締結について」の「(1) A区分：市有地を活用した調理・

配送等業務委託」において、「契約スキーム」というところに下線が入っていて、「下記イメージ図のとおり一体となって本委託業務を実施」と書いてあるのですが、この「一体となって」というのがどこを指しているかというところをもう一回お聞きしてもいいですか。

三石中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。「一体となって」の部分でございますが、当初のとおりハーベストネクスト株式会社が本業務の責任を負うという契約内容になっております。横浜スクールランチ株式会社につきましては、本市の給食の施設所有に関する事業のみを行うという形の会社でございます。この建物の賃借料の収入をもって健全なキャッシュフローの獲得が担保されまして、金融機関からの借入条件が良くなるというビジネスの手法を選択しています。これは弁護士などにも聞いたのですが、民間の事業者では特別なことではなくて、こういった特別会社のようなものを作って一体となって行っていくという手法と伺っております。なので、ハーベストネクスト株式会社が本業務の責任を負いながら、その施設のところはより安定した運営ができるように工夫して、一体となって行っていくという形で進めていきたいと思っております。

森委員

調理・配送などの業務における責任というところは、ハーベストネクスト株式会社がこれまでと変わらず行っていくということでしょうか。

三石中学校給食推進担当課長

おっしゃるとおりでございます。補足させていただきますと、この「一体となって」というところを担保するために、この2社間では協定書を交わして役割分担を明確にしていくなど、教育委員会事務局とも合意書を交わしながら進めているということですので。

森委員

ここにあるように、2社間で、賃貸借契約に加えて、どこからどこまでがお互いの責任の範囲かということを確認にしたものがあるということでしょうか。

三石中学校給食推進担当課長

おっしゃるとおりでございます。

下田教育長

よろしいですか。ほかに御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に「いじめ問題等への対応状況について」、所管課から御報告をお願いいたします。

住田人権健康教育部長

人権健康教育部長の住田です。それでは、「いじめ問題等への対応状況について」、所管の人権教育・児童生徒課より御説明を申し上げます。

松田人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の松田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、「いじめ問題等への対応状況について」、御説明申し上げます。資料を御覧ください。「1 調査等の取組状況と今後の対応」についてですが、3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書（公表版）」に関して、市会運営委員会からの申入れ等を踏まえ、現在実施している調査等の取組状況や今後の対応について御説明させていただきます。

「（1）対応過程についての弁護士を入れた調査」ですが、公表した本事案に

おける教育委員会及び学校の対応過程について、弁護士による関係職員に対するヒアリングが現在完了しましたという状況になっております。整理・総括を行ってございまして、今後、総括の結果については、6月末をめどにまとめられる予定になっております。その結果を踏まえて、しかるべき対応を行っていくという予定になっております。この調査に関する「弁護士による調査の主なポイント」ですが、以下の3点をポイントとして調査を進めていただいておりますので、御確認いただければと思います。

「(2) 他の自死事案に関する点検チームの調査」ですが、これまで10年間に実施した背景調査のうち、学校による基本調査のみを実施していた事案について、弁護士10人の点検チームに調査を進めていただいております。調査の手順については、下の四角囲みを左から順番に手順として進めていただいておりますので、これも見ていただければと思います。この調査ですが、調査状況については、7月時点での調査状況が点検チームより報告される予定となっておりますので、もちろん再発防止の取組に生かしていくとともに、結果としていじめ重大事態調査等として改めて調査することが相当な事案が出てきた場合については、点検チームの弁護士が御遺族の意向確認を含めて具体的な対応をしていくというような予定になっております。

右側を御覧ください。「2 再発防止策の考え方について」です。まず、いじめを深刻化させないために、SOSを早期に察知し対応できる環境づくりなどについて、全体の再発防止策の検討を進めていかなければならないのですが、それに先行してまずできることからということで取り組んでまいります。

下の図を御覧ください。SOSの発信段階、子どもたちが困っているような状況や、不登校の段階、子どもたちが休み始めるような段階といった初期の段階での対応が非常に重要であるということに着目してございまして、その初期の段階の課題であるSOSを早期に察知して対応につなげるのですとか、一人ひとりが安心できる居場所を提供するなど、そういったところに学校の教員が高い感度を持って取り組んでいくのはもちろんですが、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、そういった専門家の方々の力を借りながら、初期段階から適切な対応をしていくことが必要になると認識しております。

具体的に言うと、その下になりますが、【取組1】として「いじめに関する意識とスキルの向上」ということで、年間を通して様々な研修を行ってございしますが、そういった研修の中で、いじめ対応に関する理解促進や当事者意識の強化ということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、【取組2】として「SOSを早期に察知できる仕組みづくり」ということで、先日の補正予算でも頂きましたが、スクールカウンセラーの体制強化ということで、今、増員の告知をさせていただいております。それから、校内ハートフルの拡充ということで、これは学校の中で教室にいづらなくなった子どもたちや休んでいた子どもたちが教室に戻る前段階で活用したりというようなところで使われているような取組ですが、そういったところの拡充ということで、ハートフルに関しては中学校全校配置というようなところで取組を進めております。それから、一人一台端末を用いた心と体の健康観察ということで、これは一人一台端末の中で子どもたちが体のコンディションや心のコンディションを5段階で入力できるようなことになってございまして、実際に自分自身の体を実感的に理解できるとともに、教職員もそれを簡単に把握できるというような取組になっております。そういったものや、あとは相談チャンネルの多様化等ということで、一人一台端末を効果的に使うようなことの準備も進めております。

その上で、もう一つ下の図にあるように、教育委員会事務局としては、学校が505校あって、教職員が約2万人いて、児童生徒が約26万人いるという非常に大きな組織になっておりますが、そういった大きな組織の中で再発防止という観点で取り組んでいくときに、円滑な情報の共有や組織の抜本的な再構築といったことは欠かせない視点であると捉えております。それを【取組3】【取組4】ということで記載させていただいておりますが、【取組3】として「学校・教育委員会の情報共有の速度を上げる」そのための取組として、情報を確実にキャッチして組織的に把握するために、学校と学校教育事務所、教育委員会、それぞれの間での情報が速やかに共有されて早期に対応できる仕組みの構築を今検討しているところです。

それから、【取組4】「組織の体制・構造的問題の見直し」についても、いじめの自死は他都市でも発生しておりますが、そういったほかの自治体や多数拠点を展開する民間企業のマネジメント等について、幅広く広い視野で学びながら、組織体制について抜本的な再構築を検討してまいりたいと思っております。

最後に、「3 今後の報告スケジュール」ですが、四角囲みのように計画しております。今後の調査状況に応じて、内容と時期についてはまた御相談させていただければと思っております。御説明は以上です。どうぞよろしくお願い致します。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問等お願いいたします。

綿引委員

ありがとうございます。頂いた資料に沿って少し気がついたことを申し上げたいと思うのですが、まず、「1 調査等の取組状況と今後の対応」の「(1) 対応過程についての弁護士を入れた調査」、これに基づいて事実関係の整理と総括を行っていくことは、とても重要なことですが、それを行っていくときに、やはり人と事実をきっちり分けて、事実を徹底的に追究・解明するということがとても大事なことだと思います。ですから、ここを混在させずにはっきり区分けしながら、教育委員会事務局として解明・追究するということをぜひお願いしたいと思っております。これが再発防止策に直結する大きなポイントの一つ目かと思っております。

それから、二つ目は「(2) 他の自死事案に関する点検チームの調査」に関してですが、学校の調査と詳細調査、基本調査と詳細調査のギャップは一体何が原因なのかということ深く掘り下げて考えないと、再発防止策の実効性は担保できないと考えております。いわゆるいじめの問題に関して、小さな芽のうちからきちんと顕在化させて摘み取っていくこと、これを学校現場で行っていくときの学校調査が、詳細調査と大きく溝があるということだと、やはり小さい芽は取っていけないということにつながってしまうので、ここに曖昧な対応はなかったのか、摘み取っていくことがどうしてできなかったのかということをしっかり考えて再発防止策につなげていくというスタンスをぜひお願いしたいと思っております。

それから、最後のポイントは、「2 再発防止策の考え方について」のところですが、そんなことはないかもしれませんが、私は大企業出身でございますけれども、大企業でも問題はないことになっているという考え方がベースにあるとしたら、再発防止策は効かないということになってしまうと思います。よって、抜本的な組織風土、それから教職員の内発的動機の検証をするなど、どのように内発的動機を高めていくのかということ考えないと、再発防止策の実効性はやはり担保できないと思いますので、ぜひここをしっかり考えていただきたいと思います。

それから、初期段階の対応が重要だということをお考えいただいているとのことで、これは本当に大事なことだと思って、それで良いと思うのですが、企業社会では通常、見える化という言葉を使いますが、見える化というのは小さいうちに見えやすくするという意味です。ですから、見える化は初期段階の応急措置で終わらせるのか、問題の根本的な原因まで踏み込んで行うのかという、どこで済ませるのかというところがポイントになってくるので、そういう意味では本当の意味の見える化、そして、根本的な原因に踏み込み、解決策につなげていく。そういうことを、大変なことだと思いますが、取り組んでいただきたい。これが再発防止策の実効性を高める方法ではないかと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。非常にありがたい大きな四つの指摘を頂いたとおっております。今日は短いお時間ですが、ぜひまた改めて企業内の考え方についても教えていただければと思います。本当にありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

私からは再発防止策についてお伺いしたいと思います。特にこの取組四つはそれぞれ大事な視点だと思うのですが、【取組4】については、今、綿引委員の御指摘もあり、私もそのとおりだと思っています。重なりますので、【取組2】の「SOSを早期に察知できる仕組みづくり」の関連でお伺いします。市会定例会の補正予算で、6月5日に、議決になりましたよね。現状でもなかなかスクールカウンセラーの予約が取れない、待ち時間があるなどの問題も少し解決されるのではないかと思います。ただ、対象が児童生徒の場合と、もちろん教員の相談・指導もありますし、場合によっては保護者のニーズもあろうかと思っています。それぞれがどういう実態になるのかというのを私もまだよく把握していませんが、今後どういう体制になるかについて、その辺りのニーズをしっかりと検証していただいて、どの辺りのニーズが一番効果的なのかですね。それで、御説明の中にたしか巡回指導も取り入れていくとあります。相談だけだといっぱいだから巡回は取りづらいと思うのですが、意識して行わないとなかなかできません。私たち教育委員も学校訪問に行くときがあるのですが、授業中に気になるようなところが見受けられますから、それなりに巡回の意味もあるし、教員とのやり取りもあると思うので、その辺りの中身をよく検証していただきたい。その中にも御説明があったかと思いますが、学校教育事務所において統括のソーシャルワーカー等が中心になって、ニーズに合った、いじめを少なくするための効果的な研修、質を上げる研修をぜひ強化していただきたいと思います。

それで、先日議決されたばかりですが、これからまたスクールカウンセラーを確保するのも御苦労があるというので、その辺りの募集の状況などあったら少し報告をお願いしたいのですが。

住田人権健康
教育部長

様々な御指摘ありがとうございます。スクールカウンセラー等の質の向上に向けては、一概に研修という言葉は簡単に使いたくはありませんが、そういったものも含めて真摯に取り組んでまいりたいと思います。

募集につきましては、昨日、記者発表をいたしまして、募集の記者発表というのは今まで行ったことがなくて、横浜市のホームページ上に公募することにとどめておりましたが、今回につきましては記者発表をさせていただきました。その反響が実はもう表れておりまして、メールによる問合せ等で何件かもう既に入っ

ているような状況でございます。報道等にも取り上げていただいていることもありまして、この後、非常に期待が持てるところです。この質の確保と人の確保につきましては、一生懸命、全力で取り組んでまいります。

大塚委員

先ほど綿引委員からもお話がございましたが、事実関係の整理というところで非常に重要だと思います。その点につきましても、学校現場が詳細調査報告について、自分事でそれを受け止める必要があると思います。それについての具体的な取組と、もし取組が行われていましたらその結果について、教えていただきたいと思います。

松田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。自分事の取組というところで言いますと、【取組1】のところにも書かせていただいておりますが、今回、校長を対象に研修を行い、各校長が学校に戻って職員に対して研修を行うというような取組を進めております。校長の研修はもう既に終わっていますが、これまでにない今回の事案を使った資料を基に、当事者の声なども織り交ぜながら、温度感の高い研修が実施できていると把握しております。具体的には、最終的にどういう研修が行われたか、職員がどんな感想を持ったかということまで振り返って、お返事をいただくような仕組みを作りながら研修を進めているというような状況になっております。

大塚委員

ありがとうございます。併せて、今回6月末までにまとめられる総括の結果、これについても、多忙な学校ですが、やはりどう総括されたか、どんな結果が出たのかということの共有も非常に重要だと思います。そこから各学校の子どもたちの実態に応じた再発防止につながっていくものだと思いますので、自分事としてどう学校現場が捉えられるようにするかということにも、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

あともう1点ですが、今、中上委員からもスクールカウンセラーの増員のお話等が出ましたが、スクールソーシャルワーカーは今現在もお一人で10校近く担当されています。このスクールソーシャルワーカーの活用も、まだ年数としてはそう日が長いわけではありません。私の感覚では、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用して課題解決に向かっている、そういうノウハウをお持ちの学校が増えてきているとは理解していますが、まだまだの部分があるのではないかと思います。そういったところで、スクールソーシャルワーカーのお力をいかに学校が引き出せるか、そういう部分の学校の技量を高めること。それからもう1点は、スクールソーシャルワーカーの担当校が10校ということで、今起きているこの現状とどう見合っていくか。ただ、やっとスクールカウンセラーが、中学校で週1が週2になったというのは素晴らしいことです。ですから、畳みかけるように「はい、次はスクールソーシャルワーカー」と言うのは本当につらいところではありますが、スクールソーシャルワーカーの持っている特徴というもの、学校では持てない部分の非常に重要なものでありますので、そういったところも含めて、今後、そういったスクールソーシャルワーカーの部分も視野に入れた取組をお願いしたいという要望です。お願いいたします。

森委員

今は再発防止策の中間的な位置付けの報告だと理解しています。中間的にまずは御報告いただきありがとうございます。A3の右側に「2 再発防止策の考え方について」と書いてありますが、これから弁護士による調査、結果も踏まえて根本的な原因を明らかにしていくということですね。そうすると、まだ明らかになっていないけれども、今の段階で見えている範囲の対応策がこの【取組1】

【取組2】【取組3】【取組4】である、そういう理解で合っていますか。分かりました。

この【取組1】【取組2】【取組3】【取組4】にどう現時点でたどり着いたかというのが大事なことだと思っています。そこをしっかりと理解した上で議論することが大事だと思ひまして、そこをお聞きしたいと思います。今、再発防止策の【取組1】【取組2】【取組3】【取組4】というところを拝見しますと、現時点で捉えている課題というのが、重点的に一つ目が意識・スキル、二つ目が早期発見などタイミングの問題ででしょうか。タイミングやそこでの捉え、早期発見に至るための必要なことみたいなことでしょうかね。三つ目が情報共有で、四つ目が組織体制、この四つにまずは絞ったと思うのですが、ここにどのようにたどり着いたかということと、そこまでの行き着き方というところを教えてください。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。この取組四つにつきましては、まず一つ目のスキルの向上や意識の部分、SOSを早期に察知するというのは、先日のV中学校の報告書の中にも課題として書かれていることとございます。そういった状況をより鮮明にひもといていく中で出てきたものをここに挙げているところです。そこから更に先に発展させた中で、この【取組3】と【取組4】というのはもう少し大きな視点での再発防止だと思っております。この下にある図を見ていただくと、学校、教職員、児童生徒、保護者等の左側と、教育委員会との矢印が真ん中に、双方向に向かって伸びております。これは情報の矢印ですが、この情報の流れがどのような形でこれまで行われていて、今後はどうあるべきかということ踏まえた中での【取組3】や、紙媒体なのか電子媒体なのか、そういった情報共有のスピード感など内容の捉え方を検証する中で出てきているもの。また、【取組4】というのはもっと大きな組織風土やこれまでの体制というところで、考えがそこに至らなければ今回のことは再発防止ができないと言いますか、今後どういう方向で教育委員会事務局が学校現場、子どもたちのために向かっているのかということを考える中で出てきている視点とございます。

森委員

今そのように整理されてきたということだと思ひますが、加えて【取組2】においても下線が引いてあるところが四つあると思ひます。例えば「相談チャンネルの多様化等の準備を進めます」と書いてありますが、ここはどのようなことを指しているかということをお聞きしても良いですか。

松田人権教育・児童生徒
課長

ありがとうございます。「相談チャンネルの多様化等の準備」というところで、今、具体的に何かこれで行えることを確認しましたということではないのですが、一人一台端末を使うことで、子どもたちが直接いろいろなところにアプローチできる仕組み、学校の先生に相談ができるのもそうですし、スクールカウンセラーに相談ができるのもそうかもしれませんし、又は外部の機関と直接相談ができるというところの視点も含めて、一人一台端末を使った様々な相談チャンネルの多様化と言いますか窓口を広げていく、子どもたちがSOSを簡単に発信できる、そういう仕組みができないだろうかというところで、情報を集めて検討させていただいているというような状況になります。

森委員

ありがとうございます。その辺りも恐らくこれから更に調査を進める中で、もう少し充実が必要なのではないかと思ひ部分があります。ですから、そこをぜひ更にお聞きしたいと思いますし、この図においても最初のところに「SOSの発

信段階」と書いてありますが、まず前提に立たなければいけないのは、SOSを発信するときというのは相当の勇気を出している段階で、かなり時間が経過している可能性が高いという前提に立たなければいけないと思います。児童生徒本人がそこを出すのもとても難しいですが、保護者に相談していたとしても学校には言わないでほしいなど、そこで状況を悪化させたくないがゆえに、保護者は知っているても相談できないという話も聞きます。そのようなSOSの発信の難しさというところをしっかりと捉えた上で設計しない限りは、最初のスタートがまず走らないと思います。

加えて、このSOSの発信段階の前に、きっと左側に二つ半円があるのだろうなと思ひまして、一つはそもそも起きにくい環境づくり。更にもう一つというのは、いじめの兆候があったときに気付ける環境づくりという、SOSの発信の前にその二つが必要だろうと思います。恐らく先生方も本当はもっと一人ひとりと話したいと思っていたり、聞けるのだったら聞きたいと思っている先生もいると思います。起きにくい環境作り、兆候があったときに気付ける仕組み作りといったときに、人手部分なのかツールなのか、いろいろなアプローチがあると思いますが、何があったらその両方が成り立ちやすいのかということ、子どもたちも先生も保護者もいろいろな角度から、今はまだあまり声として上がっていない部分も拾いながら設計することがすごく大事だと思います。

加えて、「初期段階の対応が重要」という吹き出しマークは、もっと更に左かと思ひます。SOSの発信段階、不登校等の段階、いじめの深刻化段階とありますが、これは今回の事案における再発防止というところでこういう円の重なりになったと思ひますが、当然ながら不登校等の段階というのを挟まないケースもありますし、いじめの深刻化段階が更に前の場合もあると思ひます。この図の捉えとしては、そのような理解で合っていますか。

ですから、これを発信していくときに、いろいろなパターンがあるというのでしょうか、不登校、いじめの深刻化ではないことも多いと思ひますので、それぞれのケース、全員違うと思うのですが、そこが固定化されないようにと言ひますか、通常こうだよねという下に研修であったり私たちの社会全体の理解が進まないように、そこは少し気を付けたほうが良いのではないかと思ひました。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

御説明ありがとうございました。私からは意見を1点と、あと感想を1点申し述べたいと思ひます。まず、意見ですが、こちらの再発防止策は、再発防止策を講じますとありますが、具体を考える主体は教育委員会事務局という理解で合っていますでしょうか。分かりました。数年前から不登校の子どもに関する調査研究がいくつか出ていまして、そういうのを見ていきますと、学校に行きたくない理由や、そのときにどういう支援をしてほしかったかということ、不登校経験のある子どもたち、今は大人かもしれませんが、そういった方たちに調査する。一方、同じ質問を教員であったり、保護者にしてみる。両者を比較すると、やはり経験者が主張する理由や必要な支援と、学校の先生や保護者がこれが良かったのではないかと思ひていること、あるいはこれが理由で学校に行かなかったのではないかと思ひていることに、かなりかい離があるという結果が出ているかと思ひます。そういったことを考えますと、いじめの被害当事者が本当に必要としている支援や、どうしたらもっと早く誰かに言えただろうかというところ、それと、今回これから具体的に考えていかれる再発防止策のかい離をできるだけ少なくするような方策というの、今後考えていくにあたって御検討いただきたいと思

います。これが意見です。

もう一個、感想ですが、いろいろな自分の立場を忘れて一市民として、あるいは子どもの親としてこれを読んだときに、本当にこれで市民として安心して我が子を学校に通わせられるかなと見ていくと、この再発防止策などを見ていても、まだ何となくぴんとこないというのが正直な気持ちです。こんなことをここまで考えているとか、ここまで詳細な検討されているなど、そういうところまでまだ具体的に下りてきていないというイメージを持っております。先ほど森委員もおっしゃったように、これは過程だと考えておりますので、ぜひもう少し具体的に安心できるようなものを再発防止策につなげていただけたらというのが感想です。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかには御質問がなければ、以上で本日の案件は終了といたします。事務局から報告をお願いいたします。

森長総務課長

5月27日に1団体から、教科書採択に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会でございしますが、7月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、8月の教育委員会定例会は、8月2日金曜日に開催する予定です。教科書採択につきましては、この日、8月2日を予定しております。今年度も会議を傍聴いただける方を事前抽選いたします。なお、会場に入れなかった傍聴希望の皆様につきましては、インターネット配信により御覧いただけますように予定しております。事前抽選の応募期間につきましては、6月28日金曜日から7月9日火曜日とし、応募方法についてはインターネット及び郵送での申込みを予定しております。事前抽選の詳細につきましては、6月28日にホームページに掲載する予定となっておりますので、御確認ください。以上です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、7月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。また、ただいま事務局から説明がありました、8月2日、教科書採択を予定している会議では、傍聴いただける方を事前抽選いたします。事前抽選の詳細につきましては、6月28日にホームページに掲載する予定です。

以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時8分]